

武蔵野市市民農園 使用者心得



令和6年1月版
武蔵野市 市民部 産業振興課

【はじめに】

武蔵野市市民農園は、利用者が園芸を通じて土に親しみ、家族ぐるみで生産の喜びを味わい、利用者相互の交流を深めて豊かな余暇生活を実現するために、設置されているものです。

この事業は、利用者の皆さま、土地の提供者及び近隣住民の方のご理解の下に実施しております。

利用に当たっては、以下のルールを十分にお読みいただき、内容をご理解いただいた上で、楽しみながら継続して、農園をご利用ください。

また、武蔵野市市民農園条例、同施行規則及び本心得を遵守いただけない方につきましては、使用の取消しをさせていただきますことがございますので、予めご了承ください。

【本市の市民農園の状況】

皆さまからの使用料により、毎年約500万円の歳入がありますが、本市の農園は他市や民間に比べ利用料が安価で、更にトイレや農具、野菜くず置き場等が整備されています。

一方、農園の維持管理には、歳入の2倍以上の経費がかかっている状況です。

農園の主役は皆さまであり、市の関与は最低限であることをご理解ください。

【市民農園一覧】

市民農園名	所在地	区画数	区画面積	使用料金 (円/年)
緑町	緑町 1-6	103	12 m ²	8,000
南町	吉祥寺南町 4-18	72	12 m ²	8,000
関前第2	関前 2-11・3-18	186	12 m ²	8,000
北町	吉祥寺北町 3-15	54	9 m ²	6,000
関前ふれあい	関前 3-17	68	9 m ²	6,000
境南	境南町 4-6	91	12 m ²	8,000

【資格等】 同一人が複数の区画を使用することを禁止しています

1 使用者の資格

農園を使用できるのは、武蔵野市内に住所を有し、市長が使用承認をした方とその同一世帯員のみです。

他者への譲渡（又は転貸）は認められていません。

（参考）条例第2条の3及び第8条

2 使用できる区画

市長が使用承認をした1区画のみとなります。他の利用者との交換はできません。

また、他の区画（他の農園含む）や区画外（通路等）を耕作することはできません。

3 使用できる時間帯

日の出から日没まで（これ以外の時間は絶対に立ち入らないでください）

【設備】 譲り合って、丁寧にご利用ください

1 使用できる農具

原則、ご自身でご準備ください。

各農園には、倉庫に、スコップ・クワ・レーキ・草かき・バケツ・ジョウロを保管しています（農園により配置数は異なります）。倉庫内には自身の農具は保管せず、必ずお持ち帰りください。

農具は、泥を落とし、洗って乾かしてから倉庫に戻してください。水道では泥を落とさないでください（詰まりの原因となります）。

農具が壊れて使用できない、タワシがボロボロになったり、ジョウロのハスの実がなくなったりということも多くあります。

市では、すぐに交換や修繕することはできませんので、使用方法等を予めご確認の上、丁寧に扱ってください。

2 野菜くず置き場 ごみ捨て場ではありません

支柱や袋等は
捨てないでください

◆置くもの：①畑で出る雑草

②野菜くずのみ

◆区画内に戻すもの：土、農具を洗った際の泥水

◆必ず持ち帰るもの：上記以外全て

最近、野菜くず置き場に、肥料の袋、支柱、マルチ、家庭ごみ等が置かれているのが見受けられます。ごみ捨て場ではありませんので、必ずお持ち帰りください。



3 水道の使用

占有はせず、必要最低限の利用としてください。

野菜や農具についた泥は、詰まりの原因となりますので、水道では流さないでください。

【禁止事項】 迷惑行為は絶対におやめください

- 1 大声での会話
- 2 喫煙（電子タバコ含む）・飲酒
- 3 通路部分・共有スペースの耕作、私物の放置
- 4 通路部分の自転車走行（とても危険です）
- 5 車での来園（やむを得ない場合は、必ず近隣のコインパーキングを使用し、道路への駐車は絶対におやめください）
- 6 芝類・竹類等、根の成長が早く、短期間で隣接区画へ越境する品種の栽培
- 7 臭気の強い品種や肥料等の使用

【皆さまにお願いしたいこと】

1 使用区画・区画周辺の雑草の除去

※放置すると、隣接区画に迷惑がかかります。

※週1回は雑草の除去をお願いします。

2 背の高い農作物や工作物の設置等に係る隣接区画利用者との協議

※隣接区画利用者の方の了承を得た上で設置してください。また、隣接区画から30cm以上離して設置してください。

3 台風等自然災害の事前対策

※強風で支柱や農作物が飛ばないようにしてください。

【利用の辞退】 必ず辞退届を提出してください むやみに辞退することはお控えください

1 使用期間開始前に辞退する場合

原則、禁止です。名義貸し行為、日当たり不良等により辞退された場合は、今後の市民農園の申込を制限する場合があります。

2 使用期間の途中で辞退する場合

転出、病気等により耕作を続けることができなくなった場合は、市に連絡し『辞退届』を提出してください。

返却予定日までに、使用区画を更地に戻し、残置物や埋設物等がないようにしてください。

また、辞退理由が不適切な場合や原状復旧ができなかった場合は、今後の市民農園の申込を制限する可能性があります。

なお、納付済みの使用料は返還できません。

(参考) 条例第6条

【その他】

1 土地所有者の意向による使用期間内の農園の廃止（北町市民農園以外）

使用期間内であっても、土地所有者の事情により、農園を廃止する場合があります。その場合は、指定の期間までに使用区画を返還してください。

（参考）規則第13条

2 市の免責事項

市は、天災、盗難、病虫害、害獣及び前使用者の耕作状況等により耕作物の損害及び通常の使用によらない事故については、一切責任を負いません。

（参考）規則第12条

条例・条例施行規則・使用者心得
を守って、
利用者全員が気持ち良く
使用できるよう
ご協力をお願いします

